

議案第 21 号

飛騨市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

飛騨市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

市独自基準の一部見直しによる改正

飛驒市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、  
設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス  
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

飛驒市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年飛驒市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第62条第1項中「2月に1回」を「3月に1回」に、「3月に1回」を「4月に1回」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飛騨市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第61条 略 (地域との連携等)</p> <p>第62条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する市の職員又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね<u>2月に1回以上</u>(地域と連携し、地域に開かされた安定した運営ができていると市長が認める場合は、おおむね<u>3月に1回以上</u>)、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第61条 略 (地域との連携等)</p> <p>第62条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する市の職員又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね<u>3月に1回以上</u>(地域と連携し、地域に開かされた安定した運営ができていると市長が認める場合は、おおむね<u>4月に1回以上</u>)、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>以下 略</p>

## 飛騨市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）要旨

### 1 改正の趣旨

指定地域密着型介護予防サービス事業者が遵守すべき運営等の各種基準については、介護保険法の規定により、厚生労働省令（以下「省令」という。）で定める基準を基本に市条例で定めているところである。この条例制定時に省令の基準を参酌して定めた「運営推進会議の開催回数」に係る市独自の基準を含め、その回数基準について所要の見直しを行う。

### 2 改正の内容

介護予防小規模多機能型居宅介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業において、運営の透明性確保、サービスの質向上等のために地域住民や行政等の参加により開催することを義務付けている「運営推進会議」の開催回数について、人材不足による厳しい運営状況やサービスの質が確保できている現況に鑑み、約2月に1回の頻度での開催を、約3月に1回の頻度での開催と緩和し、安定運営が認められる事業所ではその開催回数を約3月に1回の頻度から約4月に1回の頻度と緩和を図る。

### 3 施行日 公布の日